

第1885号
令和8年5月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 ----- 1

(刑事)

- いわゆる勾留中求令状起訴について勾留状が発付されないまま身柄拘束を継続した違法が、その後裁判官がした勾留の効力に影響を及ぼさないとされた事例

(令和8年(シ)第235号・令和8年4月1日 第二小法廷決定 棄却)

- 1 破産手続開始の決定を受けた株式会社を被告人とする刑事事件に係属している場合における破産手続の終了と刑訴法339条1項4号にいう「被告人たる法人が存続しなくなったとき」
- 2 破産手続開始の決定を受けた株式会社を被告人とする刑事事件に係る訴訟手続についての破産手続開始当時の取締役の代表権の有無
- 3 破産手続開始の決定を受けた株式会社を被告人とする刑事事件に係属している場合における破産手続の終了と当該刑事事件に係る訴訟手続についての取締役の代表権の消長
- 4 汚水を下水道に放流する行為が下水道法(令和3年法律第31号による改正前のもの)の罰則の対象となり得ることと廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和4年法律第68号による改正前のもの)16条違反の罪の成否

(令和6年(あ)第1479号・令和8年4月7日 第三小法廷決定 棄却)

◎最高裁判所裁判例要旨 ----- 4

(民事)

- 宗教法人の所有する土地が地方税法348条2項3号所定の境内地に該当しないとされた事例

(令和5年(行ヒ)第339号・令和8年1月26日 第二小法廷判決 破棄自判)

- 訴状が最高裁判所に提出された場合に当該訴えが訴訟上の信義則に反するとして却下すべきものとされた事例

(令和7年(マ)第244号・令和8年1月28日 第一小法廷決定 却下)

◎記事 ----- 4

- 叙位・叙勲(2月分、死亡者のみ)
- 人事異動(4月6日～4月13日)

◎最高裁判所規則 ----- 5

- 参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則について

◎法律等 ----- 5

- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案について

裁判例

刑事

◎ いわゆる勾留中求令状起訴について勾留状が発付されないまま身柄拘束を継続した違法が、その後に裁判官がした勾留の効力に影響を及ぼさないとされた事例

件名 勾留の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

最高裁判所令和8年（し）第235号

令和8年4月1日 第二小法廷決定 棄却

申立人 甲

原 審 福岡地方裁判所

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み、本件勾留の適法性について、職権で判断する。

1 原決定の認定及び記録によれば、本件勾留に至る経緯は、次のとおりである。

申立人は、「令和6年2月23日頃から同年3月8日頃までの間に、Aに対し、自己名義の普通預金口座に係るキャッシュカード1枚を譲り渡した」旨の被疑事実により、令和8年2月6日から同月25日まで、勾留されていた（以下、この勾留を「先行勾留」という。）。

検察官は、同月25日、申立人を「令和6年3月下旬頃、Aに対し、前記キャッシュカード1枚を交付した」旨の公訴事実（以下「本件公訴事実」という。）により福岡地方裁判所に起訴するとともに、裁判官に対し、本件公訴事実につき勾留状発付の職権発動を求め、先行勾留に係る勾留状の欄外に「令和8年2月25日釈放」と記載して押印し、裁判官に差し出した。裁判官は、同日、理由を示すことなく、職権を発動しないとの判断をし、検察官には、勾留状が発せられなかった旨が通知された。しかし、検察官は、勾留状が発せられなかった理由を確認することなく、先行勾留に係る被疑事実と本件公訴事実との同一性が認められたと理解し、先行勾留により身柄拘束を継続できると考え、釈放指揮を行わず、申立人の身柄拘束を続けた。

検察官は、同月26日、職権を発動しないとの前記判断は、先行勾留に係る被疑事実と本件公訴事実との同一

性を認めず、本件公訴事実に係る勾留もしないという趣旨であると聞き、釈放指揮を行い、申立人は、同日午後8時6分頃に釈放された。

検察官が、同日、改めて勾留状発付の職権発動を求めたところ、前記裁判官とは別の裁判官は、本件公訴事実について本件勾留状を発付し、同日午後10時30分に執行された。

2 これらの事実によれば、検察官が、先行勾留に係る勾留状に釈放と記載して押印していながら、本件公訴事実に係る勾留状が発せられなかった旨の通知を受けた後、勾留状が発せられなかった理由を確認することなく、その釈放指揮を行わず、身柄拘束を継続したことは違法というべきである。もっとも、職権発動をしなかった裁判官からその理由が示されていないため、先行勾留に係る被疑事実と本件公訴事実には同一性が認められたと検察官が理解したことが直ちに誤りとはいえず、検察官において勾留に関する諸規定を潜脱しようとしたものとは認められないことからすると、前記の違法は、裁判官がした本件勾留の効力に影響を及ぼすものとはいえない。そうすると、本件勾留を是認した原決定は正当である。

よって、刑訴法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明 裁判官 高須順一）

- ◎ 1 破産手続開始の決定を受けた株式会社を被告人とする刑事事件が係属している場合における破産手続の終了と刑訴法339条1項4号にいう「被告人たる法人が存続しなくなったとき」
- 2 破産手続開始の決定を受けた株式会社を被告人とする刑事事件に係る訴訟手続についての破産手続開始当時の取締役の代表権の有無
- 3 破産手続開始の決定を受けた株式会社を被告人とする刑事事件が係属している場合における破産手続の終了と当該刑事事件に係る訴訟手続についての取締役の代表権の消長
- 4 汚水を下水道に放流する行為が下水道法（令和3年法律第31号による改正前のもの）の罰則の対象となり得ることと廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和4年法律第68号による改正前のもの）16条違反の罪の成否

件名 各廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件

最高裁判所令和6年（あ）第1479号
 令和8年4月7日 第三小法廷決定 棄却

被告人 甲株式会社、乙
 原 審 東京高等裁判所

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

1 被告人甲株式会社（以下「被告会社」という。）の弁護人大平雄介の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、職権で判断する。

(1) 原判決が是認する第1審判決の認定及び記録によれば、次の事実が認められる。

被告会社は、令和2年5月21日、破産手続開始の決定を受け、破産管財人が選任されていたところ、同年9月29日及び同年12月8日、本件で起訴された。被告会社の破産手続は、令和3年4月21日、破産手続終結の決定により終了した。第1審裁判所は、前記破産手続終結の決定の前後を通じて、破産手続開始当時の代表取締役であったA（以下「A」という。）を被告会社の代表者として審理し、令和5年7月11日、有罪の判決を

した。これに対し、被告会社が控訴を申し立てた。原審裁判所は、Aを被告会社の代表者として審理し、令和6年10月17日、控訴棄却の判決をした。

(2) 所論は、被告会社は破産手続終結の決定により存続しなくなったのに、第1審裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかったのであるから、原審裁判所としては、公訴棄却の決定をすべきであったと主張する。

そこで検討すると、破産手続開始の決定を受けた株式会社（以下「破産会社」という。）を被告人とする刑事事件が係属している場合には、破産手続が終了したとしても、現務が終了していないから、当該会社は、当該刑事事件が終結するまでは、清算株式会社として存続するといふべきである。そうすると、破産会社を被告人とする刑事事件が係属している場合には、破産手続が終了したとしても、刑訴法339条1項4号にいう「被告人たる法人が存続しなくなったとき」に当たらないと解するのが相当である。したがって、本件は公訴棄却の決定をすべき場合に当たらず、所論は理由がない。

(3) 所論は、破産手続開始時に被告会社の代表取締役であったAは、破産手続開始により取締役の地位を当然に喪失し、清算人となることもないから、Aを被告会社の代表者として関与させた第1審の訴訟手続を是認した原判決及びAを被告会社の代表者として関与させた原審の訴訟手続に法令違反があると主張する。

しかしながら、破産手続開始当時の取締役は、破産手続開始によりその地位を当然には失わないといふべきである（最高裁平成12年（受）第56号同16年6月10日第一小法廷判決・民集58巻5号1178頁、最高裁平成20年（受）第951号同21年4月17日第二小法廷判決・裁判集民事230号395頁参照）。そして、破産会社を被告人とする刑事事件に係る訴訟手続について破産会社を代表することは、破産管財人の権限に属するものとはいえない。そうすると、破産手続開始当時の会社を代表する権限を有する取締役は、破産手続開始によりその地位を当然には失わず、破産手続が終了するまでの間、破産会社を被告人とする刑事事件に係る訴訟手続について破産会社を代表すると解すべきである。また、破産会社を被告人とする刑事事件が係属している場合において、破産手続が終了したときは、前記(2)のとおり、当該会社は、当該刑事事件が終結するまで、清算株式会社として存続するところ、会社法478条1項1号において取締役が清算人となるとされていることに鑑みると、破産会社を被告人とする刑事事件に係る訴訟手続について破産会社を代表する取締役は、同項2号又は3号に掲げる者がある場合を除き、破産手続の終了後は、当該刑事事件に係る訴訟手続について清算人の立場で当該会社を代表すると解すべきである。

したがって、以上と同旨の解釈に基づき、本件において破産手続開始時に被告会社の代表取締役であった

Aを被告会社の代表者として関与させた第1審の訴訟手続を是認した原判決及びAを被告会社の代表者として関与させた原審の訴訟手続に法令違反はない。

2 被告人乙（以下「被告人乙」という。）の弁護人小松圭介及び同彦坂幸伸の上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、職権で判断する。

(1) 第1審判決判示第1の犯罪事実の要旨は、「被告人乙は、被告会社の業務に関し、その従業員らと共にの上、平成28年1月頃から令和元年8月頃までの間、被告会社の設置する産業廃棄物中間処理施設において、みだりに、同施設から公共下水道内に廃棄物である汚泥及び汚水合計約3万6800トンを放流させ、もってみだりに廃棄物を捨てた。」というものである。

(2) 所論は、下水道法（令和3年法律第31号による改正前のもの。以下同じ。）の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和4年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）の規定の特別規定であり、同法の適用を排除する趣旨のものであるから、下水道に汚水を放流する行為について、同法16条違反の罪（以下「不法投棄罪」という。）は成立しないと主張する。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の適正な処理をすること等により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし（1条）、何人に対してもみだりに廃棄物を捨てることを禁止しており、廃棄物の種類や投棄場所による限定もしていない（16条）。その罰則は、生活環境に深刻な影響を及ぼす不法投棄が横行し、その解決が強く求められたことから、累次にわたり強化され、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科（法人の場合は3億円以下の罰金）という重い法定刑が定められている（25条1項14号、32条1項1号）。そうすると、不法投棄罪は、みだりに廃棄物を捨てる行為全般を、社会的に許容されない行為として重く処罰する趣旨のものであると解される。

一方、下水道法は、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資する（1条）という見地から、下水の水質等について具体的な規制を定め、特定事業場から基準に適合しない下水を排除する行為を6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること（12条の2第1項、46条1項1号）、下水道管理者の命令に違反する行為を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すること（38条1項1号、45条）等の罰則を設けている。これらの罰則は、同法の規制の実効性を確保するため、必要な限度で定められているものといえる。

以上によれば、不法投棄罪と下水道法の罰則とは、構成要件、法定刑等が大きく異なり、規定の趣旨、目的

も異なると考えられ、下水道法の罰則は、不法投棄罪の特別規定ではなく、同罪の適用を排除する趣旨のものでもないと解される。そうすると、汚水を下水道に放流する行為が、下水道法によって基準に適合しない下水の排除として規制され、同法の罰則の対象となり得るとしても、同行為がみだりに廃棄物を捨てたものと認められる場合には、不法投棄罪が成立するというべきである。したがって、不法投棄罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決は相当である。

3 よって、被告会社につき、刑訴法414条、386条1項3号、181条1項ただし書により、被告人乙につき、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。（裁判長裁判官 石兼公博 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 平木正洋 裁判官 沖野眞巳）

最高裁判所裁判例要旨

民事

○ 宗教法人の所有する土地が地方税法348条2項3号所定の境内地に該当しないとされた事例

令和5年(行ヒ)第339号
 令8・1・26二小判 破棄自判
 裁判集民273号本誌1880号

宗教法人の所有する土地の一部が参道として用いられている場合において、次の(1)及び(2)の事情の下では、上記土地は、参道として用いられている部分を含め、地方税法348条2項3号所定の境内地に該当しない。

- (1) 上記土地は、第三者に賃貸されて、その全体が賃貸用の商業施設である地下1階、地上17階建ての建物の敷地となっている。
- (2) 上記建物は上記部分をまたぐ形状となっており、上記部分の上には上記建物の4階から17階までの一部が存在している。

(補足意見及び反対意見がある。)

○ 訴状が最高裁判所に提出された場合に当該訴えが訴訟上の信義則に反するとして却下すべきものとされた事例

令和7年(マ)第244号
 令8・1・28一小決 却下
 裁判集民273号本誌1881号

訴状が最高裁判所に提出された場合に、次の(1)~(4)など判示の事情の下では、当該訴えは、訴訟上の信義則に反するとして却下すべきものである。

- (1) 上記訴状には、上記訴えに係る訴訟を最高裁判所とは異なる特定の裁判所へ移送することを求める旨の記載がある。
- (2) 上記訴訟が上記裁判所の管轄に属することをうかがわせる事情はない。
- (3) 上記訴状は弁護士によって作成され提出されたものである。
- (4) 上記弁護士は上記訴えの提起以前にも殊更にこれと同様の行為を繰り返してきた。

記事

◎叙位・叙勲(2月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲(令和8年2月、死亡者のみ)」のとおり

◎人事異動

定年退官

大阪家庭裁判所長

本多久美子

(4月6日)

大阪家庭裁判所長

大阪高等裁判所判事

浜本章子

大阪高等裁判所判事

広島地方裁判所長

内藤裕之

広島地方裁判所長

大阪地方裁判所判事

井上直哉

大阪地方裁判所判事

大阪高等裁判所判事

後藤 誠

(以上4月7日)

東京地方裁判所判事

札幌高等裁判所事務局長

林 欣寛

札幌高等裁判所事務局長

札幌高等裁判所判事

井出正弘

(以上4月8日)

東京地方裁判所判事

司法研修所教官

堀田佐紀

司法研修所教官

東京地方裁判所判事

梶 直穂

(以上4月13日)

最高裁判所規則

《参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則について》

参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則（令和八年最高裁判所規則第六号）が、令和八年四月十六日に公布されました。

この規則は、参与員となるべき者に選任される者及び司法委員となるべき者に選任される者の員数の定めにつき、確保すべき員数を実情に応じてより適切に定める観点から、最高裁判所において定めることとしたものです。

この規則は、令和九年一月一日から施行されます。

◎参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則

（令和八年四月一六日公布 最高裁判所規則第六号）

規則Ⅱ別添1のとおり

法律等

《自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案について》

標記の法律案が、令和八年三月三十一日、第二百二十一回国会に提出されました。

この法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加を行うとともに、酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化を行うものです。

なお、この法律案では、施行日は、公布の日から起算して二十日を経過した日とされています。

◎自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

法律案Ⅱ別添2のとおり

新旧対照条文Ⅱ別添3のとおり

(別紙)

叙 位 ・ 叙 勲 (令和8年2月、死亡者のみ)

職 名	氏 名	発令日	位 階 勲 等
元福岡簡易裁判所主任書記官	一 丸 法 久	2.8	従五位 瑞双
元日本弁護士連合会副会長	難 波 幸 一	2.13	正五位
元日本弁護士連合会副会長	花 岡 正 人	2.17	正五位

◎ 最高裁判所規則第六号

参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月十六日

最 高 裁 判 所

参与員規則及び司法委員規則の一部を改正する規則

(参与員規則の一部改正)

第一条 参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条 参与員となるべき者に選任される者の員	第三条 参与員となるべき者に選任される者の員

改正後	改正前
数は、家庭裁判所ごとに、一年間に提起された 人事訴訟事件及び申し立てられた家事審判事件 の数、参与員の指定の状況その他の事情を考慮 して、当該家庭裁判所において参与員を指定す るのに支障を生じさせないものとして最高裁判 所が定める数以上とする。	数は、家庭裁判所ごとに二十人（家庭に関する 事件の審判又は人事訴訟の第一審の裁判に関す る事務を取り扱う支部があるときは、一の支部 につき二十人をこれに加算した人数）以上とす る。

(司法委員規則の一部改正)

第二条 司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

第三条 司法委員となるべき者に選任される者の員数は、地方裁判所ごとに、その管内の簡易裁判所に一年間に提起された民事訴訟事件の数、当該簡易裁判所における司法委員の指定の状況その他の事情を考慮して、当該簡易裁判所において司法委員を指定するのに支障を生じさせないものとして最高裁判所が定める数以上とする。	第三条 司法委員となるべき者に選任される者の員数は、一の簡易裁判所につき十人の割合を下らないものとする。
---	--

附 則

この規則は、令和九年一月一日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律
(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第一条 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「原動機付自転車」の下に「(次条第四号イにおいて単に「原動機付自転車」という。一)を加える。

第二条第一号を次のように改める。

一 アルコール影響正常運転困難状態(身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。)で自動車を走行させる行為

第二条中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、

自動車を走行させる行為

第二条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に限る。)で自動車を運転する行為

イ 最高速度(道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度(原動機付自転車を運転する場合にあつては、同法第三条に規定する普通自動二輪車の最高速度)をいう。以下この号において同じ。)が六十キロメートル毎時以下である

場合 最高速度を五十キロメートル毎時超える速度

ロ 最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合 最高速度を六十キロメートル毎時超える速度

第二条第一号の次に次の一号を加える。

二 薬物影響正常運転困難状態(薬物の影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。)で自動車を走行させる行為

第三条第一項中「又は薬物の影響により、一を」の影響により、一に、「そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態」を「アルコール影響正常運転困難状態」に改め、同項に後段として次のように加える。

薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、薬物影響正常運転困難状態に陥り、人を死傷させた者も、同様とする。

第六条第一項中「第三号」を「第五号」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第二条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条の二第一項第一号中「状態(一)の下に「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他」を加える。

第一百七十七条の二の二第一項第三号中「身体に」の下に「血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム未満の範囲内又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム未満の範囲内において」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(免許の拒否等に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為を理由とする道路交通法第八十四条第一項に規定する免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は同項に規定する自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案新旧対照条文 (傍線部分は改正部分) ○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 (平成二十五年法律第八十六号) (第一条関係)

改正案

現行

(定義) 第一条 この法律において「自動車」とは、道路交通法(昭和十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車(次条第四号イにおいて単に「原動機付自転車」という。)をいう。

(定義) 第一条 この法律において「自動車」とは、道路交通法(昭和十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

2 (危険運転致死傷) 第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (危険運転致死傷) 第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期拘禁刑に処する。

一 アルコール影響正常運転困難状態(身体に血液一ミリリットルにつき〇・〇五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態)その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。二 薬物影響正常運転困難状態(薬物の影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。)で自動車を走行させる行為。

一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為。

四

(新設)

次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。)で自動車を運転する行為。

イ 最高速度(道路交通法第二十二條第一項の規定によりこれを定める速度)で進行してはならないこととされている最高速度(原動機付自転車を運転する場合にあつては、同法第三條に規定する普通自動車(二輪車の最高速度)をいう。以下この号において同じ。)が六十キロメートル毎時以下である場合。最高速度を五十キロメートル毎時超える速度。

ロ 最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合。最高速度を六十キロメートル毎時超える速度。

三 (新設) 三 (略) (新設) 四 (略)

六 深更にタイヤを濡らせ又は浮かせることにより、自動車を走行させる行為。

四 (略)

第三条 アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、アルコール影響正常運転困難状態に陥り、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は十五年以下の拘禁刑に処する。薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生

第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は十五年以下の拘禁刑に処する。

じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、薬物影響正常運転困難状態に陥り、人を死傷させた者も、同様とする。

2 (略)

2 (無免許運転による加重) 第六条 第二条(第五号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略) 2 (無免許運転による加重) 第六条 第二条(第三号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期拘禁刑に処する。

○ 道路交通法(昭和十五年法律第五号) (第二条関係)

改正案

現行

第五百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。一 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(身体に血液一ミリリットルにつき〇・〇五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態)その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。

第五百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。一 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。)にあつたもの。

2 (略) 2 (略)

2 (略) 2 (略)

第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム未満の範囲内又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム未満の範囲内において政令

第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの。

2 四(略)九(略)
で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの。

2 四(略)九(略)